

一九四

同じき天皇の平城宮に天下治めたまひし延暦十六年丁丑の夏四五
両月の頃景戒の室に夜々ごとに狐鳴き、井に景戒の私に造れる堂の壁を狐壠
りて内に入る。仏の坐の上に屎矢りて穢す。或るは屋戸に向ひて鳴く。然う
して一百二十余箇日を経て、十一月の十七日に景戒の男死ぬ。

また十八年己卯の十一月の頃、景戒の家に狐鳴く。また時々枕轡鳴くなり。次に来る十九年庚辰の正月の十二日に、景戒の馬死ぬ。また同じじき月の二十五日に、馬死ぬ。

是を以ちて當に知るべし、災の相まづ兼ねて表れ、後に其の実の災來り被ふ
なり、と。然うして景戒、いまだ軒轅黃帝の陰陽の術を推ねず、いまだ天台智
者甚深の解を得ず。故に災を免る由を知らずして、其の災を受く。災を除
く術を推ねずして、感ふる愁を蒙る。勤めざるべからず、忍めざるべからず。

智と行と並び具はる憲師重ねて人の身を得國皇の子に
生るる縁 第三十九

聖善珠禪師は、俗姓は跡連なり。母の姓を負ひて跡氏と為る。幼き時に母

に隨ひて大和国山辺郡磯城鳩村に居住む。得度し精勤めて修ひ学びて、智と
行と双ながら有り。皇臣に敬はれ、道俗に貴ばる。法を弘め人を導き、以ちて
行業とす。是を以ちて天皇、其の行の徳を貴び、拝ひて僧正に任く。而うして
彼の禪師の頤の右の方に大なる鱗有り。平城宮に天下治めたまひし山部天皇の
御世の延暦十七年の比頃に、禪師善珠命終る時に臨みて、世俗の法に依りて
飯占を問へる時に、神靈ト者に託きて言はく「我れかならず日本国王の夫丹
治比媛女の胎に宿りて、王子に生れむ。吾が面上に鱗著きて生れむ。以ちて虚
実を知るのみ」といふ。命終りて後に、延暦十八年の比頃に、丹治比夫人一の
王子を誕生みたまふ。其の頤の右の方に鱗著すること先の如し。善珠禪師の面
の鱗失せずして著きて生れたまふ。故に名けて大徳親王と号す。然うして三
年ばかりを経て世に存りて薨りたまふ。飯占を問へる時に、大徳親王の靈、
ト者に託きて言はく「我れは是れ善珠法師なり。暫間国王の子に生る。吾が為
に香を焼き供養せよ」とのたまふ。是の故に当に知るべし、善珠大徳、重ねて
人の身を得て人王の子に生れたまふ、と。内教に言はく「人家々」とは、其れ
斯れを謂ふなり。是れまた奇異しき事なり。
また伊予國神野郡の部内に山有り、名けて石鎧山と号ぶ。是れすなはち破の

「新薫種子」は上文の「本有種子」に対する語。後天的な種子。景飛がそれまで知らなかつた書物を手渡された、といふイメージが新薫種子のイメージを喚起している。「人空」は「法空」に対する語で、人は空である、五陰は無我である、と知ること。「如行人空室智」は、行して人は空であると知る間に到達する。景飛は新たに行業によつて菩提を得る道を、歩みつた。この仏菩薩の慈悲。二、景飛のところに。三、五性のひとつ。成仏の可能性を欠く。三、人間界や天、上界に生まれる因。四、後代の説話集などえれば宇治拾遺物語)にみえるように、「一事」は説話の標題と考へるべきであろう。五、七八八年。天子をわめて異様な強烈なイメージを含む事である。一、死に際して魂が肉体から分離する、という考え方にもづく。身体ではなく魂が主体としてたらえられている。六、「如燒死屍、以杖廻転、屍既忌己、杖亦忘燒」(俱舍論記。二十八)という例もみえるが、実体験にもとづいた説述であろう。七、敦煌煌文書中の夢解書には「身死の夢を「長命」と解く例がみえる、どう中前正志の指摘がある。八、七九五年。三、三単位のひとつ。九、伝燈大法師に准三位、伝燈法師位に伝燈満位、伝燈住位准五位、伝燈入位准七位」(二十卷本和名抄)。

一以下には景戒自身にかかる表相説話が展開される。本書では桓武天皇・山部天皇に關しての宮号表示に不審な点が多い。そこに並記された年時を基準として桓武天皇の宮号表示をみるとならば、正確いものは一例も無い。平城宮とあるべきを長宮殿とする例(下巻二十様)、長宮殿とあるべきを平安宮とする例(下巻二十九様)、平安宮とあるべきを平城宮とする例(下巻三十一)

八縁、三十九縁など)がみえる。本書の宮号表
示によれば、長岡京から平安京へ、平安京から
平城京へと遷都したかのような印象を受ける。
また、年の干支に誤りのみえる下巻三十縁、三
十一縁、三十二縁も、桓武天皇の代の諺話であ
る。このような誤りが何に起因するもののか不明。
三種か七九年。三七九年。四未詳。セミの一
種か七九年。五七八〇年。六二黄帝。七「轄」は黄帝の
名(史記・五帝本紀)。八二黄帝。九下巻序。

第三十九 横 転生説話。いさかが異様な印象を写えてはいるが、景景被の意図としては当代の天皇を仏教史の中に位置づける。「聖」を天皇であることを願望しつつ闇筆。へ↓下巻三十五縁。ハ「阿刀進」「遅運」とも表記する。扶桑聖略記・延暦十六年四月二十一日条には「姓安房都伯麿、京兆人也」とみえる。

二〇奈良長良郡市あたり。二七 大寺年表によれば、天応二年(モニ)一月に僧正。日本後紀によれば延暦十六年(モニ)一月に僧正。いずれの説に拠つても天皇は桓武天皇。三三ほくろ。こぶ、いば、あざ、の類をも含む。三四桓武天皇。へ↓下巻三十八縁。一四七九八年。七大寺年表では、延暦十六年四月二十一日歿とされる。延暦十六年夏歿の後うがが延暦十七年の大慈願王誕生に合致するのだが、本説話では大慈願王誕生を一年くり下けて延暦十八年としており、延暦十七年善珠歿のほうがかえって叙述に矛盾を生じない。本書の桓武天皇の代の説話に年時の不審な記述を含むことが多いのだが、ここもその例。三五原文「臨命終時」。二六未詳。名稱称號は、飯口を用いた古いでると推測される。なのだが、下文にはそれを思われるようなものがみえない。本説話にみえる二例の飯口は、いす

山に有る石櫛神の名なり。其の山高く峰しくして、凡夫登り到ること得ず。たまひだし淨き行人のみ登り到りて居住む。昔諸講論宮に一十五年天下治めたまひし帝勝宝應真聖武太上天皇の御世に、また同じき宮に九年天下治めたまひし帝姫阿陪天皇の御世に、彼の山に淨き行の禪師有りて修行ふ。其の名を寂仙菩薩と為す。其時の世人道俗、彼の淨きを行を貰ふるが故に、美めて菩薩と称す。帝姫天皇の御世の九年にして、宝字二年歳の戊戌に次る年に、寂仙禪師、命終る日に臨みて、録の文を留めをまひ、弟子に授けて告げて言はく「我が命終りてより以後に、一十八年の間を歴て、国王の子に生れ、名けて神野と為さむ。是を以ちて當に我れ寂仙と知るべし」とのたまふ。然うして一十八年を歴て、平安宮に天下治めたまひし山部天皇の御世の延暦五年歳の丙寅に次る年に、すなはち山部天皇の皇子に生れたまひ、其の名を神野難王と為す。今平安宮に天下統治めたまふ賀美能天皇是れなり。是を以ちて定めて知る、此れ聖の君なりといふことを。また何を以ちてか聖の君と知る。世俗云はく「國皇の法に、人を殺したる罪人は、かららず法に隨ひて殺す。而れども是の天皇は、弘仁の年号を出して世に伝へ、一殺すべき人を溢罪と成して彼の命を活けて、人を治めたまふなり。是を以ちて畠に聖の君なりといふことを知る」といふ。或る人

詳説りてはく「聖の君にあらず。何を以ちての故に。此の天皇の時に、天下に旱の厲有り。また天の災と地の妖と飢饉の難と無く多有り。また鷹と犬とを養ひて鳥と猪と鹿とを取る。是れ慈悲ぶる心にあらず」といふ。是の儀然あらず。食す國の内の物は、みな國皇の物なり。針指すばかりの末だに、私の物かつて無し。國皇の隨自在の儀なり。百姓といへども、あに詣らむや。また聖の君碧舜の世にすら、なほし旱の厲在り。故に詣るべからず。

我れ聞く所に従ひて、口伝を選ひ、善と懶とを懲として、靈奇を録す。願三
はくは此の福を以ちて、群の迷に施し、共に西の方の安樂園に生れむ。

日本国現報善惡靈異記 下巻 諸染の右京の薬師寺の伝燈住位の僧景戒錄す。ただし三巻に注す。

も臨終の時におこなわれている。「飯」は臨終の時に死者に供する食なのであろうか。「依世俗法」とあり、当時ひらくおこなわれていたのであろうが、他に例をみない。一〇いさざかあいまいな叙述であるが、すでに善珠は死んでしまっている、「と考えるべきであろう。死者の靈がト者に憑依してゐるのである。ハ・ト・中巻序。元後宮には、妃二名、夫人三名、嬪四名、とされた。夫人は三位以上へ後宮職員令。三多治比真宗。多治比長野の女。桓武天皇の後宮に入り、六親王を生む。弘仁十四年(日本紀略)。延暦十六年(日本紀略)によれば大徳親王は延暦十七年の誕生と推定される。三本説話とも下巻三十五縁にも「普善珠大徳」という呼称がみえる。「大徳」の転生だから「大徳親王」と呼ばれた、と本説話は解している。三 桓武天皇の第一子。延暦二十二年(日本紀略)十一月二十五日没、六歳(日本紀略)。下文に「經云二十許」とみえるのは何に拠つたものか不明。云々転生して人間に生まれることの困難さは諸書にひらく説かれている。たとえば「人身難得、如優曇花」(大般涅槃經・光明遍照高貴德王菩薩品)、「人身實難得」(提謂經)など。五被をもつてひらく説かれている。たとえば「持五戒為人」とみえる。人間に生まれた、といりうことでその人の前世でのおこないのすぐれていることが示される。菩薩要洛木業經・下巻には、「十善をおこなうならば王となる」と説かれる。人間に生まれ王に生まれた、といりうことで過去世でのおこないのすぐれていることが示される。云々俱含體・分別質聖品に「一、人家家、謂於人趣・生云二一家・而証云寂」とみえる

（放謡）人間界で生まれかわって、あるいは一生し、あるいは二生してついには仏果に到達する。三云愛媛県新居浜市、西条市あたり。大同四年（1838）には神駒郡は新居郡と改称されていふ類國忠。放謡。

「いしづち」の訓読みは小泉尊親に則る。

一未詳。土石毘古神(古事記・上)とのかかわりも不明。=上巻二十六緯。三孝謙天皇は、天平勝宝元年(西暦7月)即位、天平宝字二年(西暦8月)一日讓位。^四未詳。文德天皇実錄。嘉祥二年五月五日条に、「伊予國神野郡の村(むら)の弟子上仙(せんじやく)が天皇に転生した」と説話がある。上仙よりもその師(し)炳然(ひきんぜん)が本説話を傳える。炳然に近い名をもつていている。^五在位九年にあたる。このあたりの計算は満年数に纏つてある。大七七八八年。^六以下が「錄文」の記載内容。へ長岡宮とあるべきか。^七下巻三十八緯。九七八八年。聖武天皇の在位を「二十五五年」とし、孝謙天皇の在位を「九年」とし、天平宝字二年(西暦855年)から延暦五年(西暦866年)までを「二十八年」とする。これは満年数による計算。^八嵯峨天皇。桓武天皇の第二子。延暦五年(西暦866年)に長岡宮で誕生(日本紀附)。^九原文「今平安宮尊統治天下」智美能天皇是也。底本本文には「今平安宮尊疏十四介」は訓読みの寫入と考えて本文から除いた。疏^十は「統」の誤写。「介^{十一}」は「統」の訓読み^{十二}の誤写であろう。「十四」は不明。^{十三}八一〇年九月十九日改元(日本後紀)。「^{十四}」を「起める意の年号であることに、本説話では関心がもたらされている。「弘^{十五}」は、泰寧外の元号考にも典拠があげられている。三此改元は、日本後紀。弘に元九年十月十七日条の阿倍清麻^{十六}の例をあげる。^{十七}原死

處「遠流」とみえる。一四「耻アキラカナリ」
「名義抄」。二五改証は、日本紀略、日本後紀、
類聚国史に拠つて旱魃の記録を摘記する。大同
四年、弘仁三年、八年、十年、十一年、十三年、
の記録である。二六改証は、日本紀略、日本後紀、
類聚国史に拠つて大同四年から弘仁十年までの大風、
暴風雨、霪雨、洪水、地饑などとの記録を摘記す
る。二七改証は、日本紀略、類聚国史に拠つて
大同五年から弘仁十四年までの飢饉の記録を摘
記する。二八改証は、類聚国史に拠つて進饑回
数をあげている。弘仁元年は二回、二年は七回、
三年は六回、四年は九回、五年は十一回、六年
は五回、七年は三回、八年は八回、九年は四回、
十年は五回。十一年は二回、十三年は八回、十四
年は二回。二九未詳。堯の治世に水害があり、
堀の湯王の治世に旱害があつたことは著書にみ
え、『堀水九年、湯旱七臘』(礼記)などと表現さ
れた。改証の指摘によれば聖德太子伝賛・上に
古之聖人勝於大災故、有言唐堀水之事こと
みえるのが(唐堀の旱・殷湯の水)の意であるの
で通行の伝承とは逆になつており、本説話の
勘文・上ノ二も堀水の例は多くあげるが堀旱の
例をあげない。

改 二卷を統括する跋。延暦六年原撰本にお
いても、すでに跋としての役割をはたしてい
たであろう。
三〇善惡にかかる説話を分類整理する。「懲」
はおそらくは「惡」の増画字。「懲」は「懲」に通じ、
同類のものを集める意。興福寺本訓解「多牟良
止之天」(上巻十七縁)。三一靈異にかかる説
話を記録する。三二回向文の形式。
三三阿弥陀仏の淨土。

日本靈異記 原文